

岩手県告示第8号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成27年1月9日から同月30日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成27年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 陸前高田市広田町字袖野332番地及び334番地先水面
- (2) 区域 六ヶ浦漁港内の測量基準点M3 No. 6を基点とし、基点から107度47分56秒 47.072メートルの点を1点とし、1点から102度59分46秒 41.950メートルの点を2点とし、2点から193度58分02秒 5.203メートルの点を3点とし、3点から283度03分34秒 41.867メートルの点を4点とし、1から4まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 217.037平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 740.992平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成28年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。